# 岸和田市議会 BCP(業務継続計画)



















## 岸和田市議会

発行 令和5年3月

## 【目次】

1	目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
2	想定する災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	) 議会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	)議長の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	) 議員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	, 1959 (1.10), (1.10) (1.10)	2
<b>♦</b>		2
	1. 議会の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	2. 議長の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3
<b>•</b>		3
	1. 議会の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	2. 議長の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	3. 議員の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2	)復旧・復興期の対応(4日目以降)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	1. 議会の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	2. 議員の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4.	体制整備(災害対応組織)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1	)岸和田市災害対策会議設置要綱 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
	)岸和田市災害対策会議体制図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
5.	連絡手段	
(1	) 議員の安否確認マニュアル (庁舎外でいる場合)	8
	) 災害用伝言ダイヤル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6.	環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	)備蓄品	
	)議場等の代替施設·····	
7.	運用方法·····	11
資料		
	) 市の参集基準表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	) 避難経路図(新館 4 階、新館 3 階、旧館 3 階) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

#### 1. 目的

この岸和田市議会BCP(業務継続計画)(以下「議会BCP」という。)は、本市において、地震や台風などの自然災害並びに感染症の蔓延などの危機事象が発生した場合に、市民の生命及び財産を保護し、市民生活の安全を確保するため、議会および議員がどのように対応をすべきかの共通の認識を持ち、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、議会としての体制・対応を定めたものである。これにより、被害の拡大を防止し、議会機能を早期に回復させることを目的とする。

#### 2. 想定する災害

市に災害対策本部または、危機事象対策本部(以下いずれも「災対本部」という。)が 設置される大規模災害等の危機事象。

#### 3. 基本方針

#### 1)議会の役割

- ○市に災対本部が設置された場合に、岸和田市議会災害対策会議(以下「災害対策会議」という。)を設置する。
- ○各議員から伝達された地域の被災状況の情報を災対本部に提供する。
- ○災対本部からもたらされた災害情報について、災害対策会議を通じて議員に伝達する。
- ○地域の被災状況や、被災者からの要望を踏まえ、災害対策会議で調整を行い、災対本部に対して提案・提言・要望を行う。また、災対本部と調整し、国や大阪府に対して要望活動を行う。
- ○復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議する。

#### 2) 議長の役割

- ○災対本部が設置された場合に、災害対策会議を設置・運営し、災害対応にかかる業 務を統括する。
- ○各議員から伝達された地域の被災状況や、要望等の情報を集約し、災害対策会議を 通じて災対本部に伝達する。

#### 3)議員の役割

- ○地域の自主防災組織(防災福祉コミュニティ等)における共助の取り組みが、円滑 に行えるよう、協力・支援する。
- ○災対本部が、応急対策活動を迅速に行えるよう、地域の被災状況や、被災者の要望等の情報を、必要に応じ災害対策会議に伝達する。(議員からの情報、要望は、災対本部が応急対策活動に専念できるよう、災害対策会議に伝達する。なお、火災・救助・救急にかかる通報は、消防本部に緊急通報「119番」をすること。)

#### (1) 初動・応急期の対応(発災直後からおおむね3日後まで)

◆会議(本会議・委員会)開催中

#### 1. 議会の取組

- ○議長・委員長は会議の休憩及び散会の判断を行う。
- ○災害対策会議を設置し、災対本部に通知する。
- ○災害対策会議設置情報については、メールや災害時伝言ダイヤル (171) で全議員に通知する。
- ○本会議や委員会が平常どおり開催できるようになるまでの間、議会として行 う取組は、災害対策会議に一元化する。
- ○各議員から伝達された地域の被災状況や、要望等の情報を集約し、災害対策

会議を通じて災対本部に提供する。

○災対本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

#### 2. 議長の取組

- ○災害対策会議の設置の決定を行い、会議の構成議員に参集の指示を行う。
- ○副議長及び災対本部に参集している事務局職員とともに、議会事務局に常駐し、 情報収集及び情報伝達に努める。
- ○災害対策会議設置後は、議事運営上の必要に応じて、会議の構成議員及び他の 議員(各常任委員会及び特別委員会の正副委員長)に対し参集の指示を行う。

#### 3. 議員の取組

- ○安否確認マニュアルに従い、自身の安全確保をするとともに、庁舎内にいる場合は速やかに庁舎から避難する。
- ○災害対策会議の構成議員は、議長からの参集指示に従い、災害対策会議に参加 する。
- ○地域の被災状況や、被災者の要望等の情報を、必要に応じ災害対策会議に伝達 する。

#### ◆会議(本会議・委員会) 閉会時

#### 1. 議会の取組

- ○災害対策会議を設置し、災対本部に通知する。ただし、議長が事故等により連絡が取れない場合は、災害対策会議設置要綱の規定に従い、職務代理者が設置する。
- ○災害対策会議設置情報については、メールや災害時伝言ダイヤル(171)で 全議員に通知する。

- ○本会議や委員会が平常どおり開催できるようになるまでの間、議会として行う 取組は、災害対策会議に一元化する。
- ○各議員から伝達された地域の被災状況や、要望等の情報を集約し、災害対策会 議を通じて災対本部に提供する。
- ○災対本部から入手した災害情報を議員に伝達する。

#### 2. 議長の取組

- ○災害対策会議の設置の決定を行い、会議の構成議員に参集の指示を行う。
- ○副議長及び災対本部に参集している事務局職員とともに、議会事務局に常駐し、 情報収集及び情報伝達に努める。
- ○災害対策会議設置後は、議事運営上の必要に応じて、会議の構成議員及び他の 議員(各常任委員会及び特別委員会の正副委員長)に対し参集の指示を行う。

#### 3. 議員の取組

- ○安否確認マニュアルに従い、自身の安全確保をする。
- ○同マニュアルに従い、安否状況の連絡を事務局(災対本部)に行い、連絡体制 を確立する。
- ○地域の自主防災組織(防災福祉コミュニティ等)における防災活動や、避難所 の運営といった共助の取り組みが、円滑に行えるよう、協力や支援を行う。
- ○地域の被災状況の情報収集に努め、必要に応じて災害対策会議に伝達する。
- ○災害対策会議の構成議員は、議長からの参集指示に従い、災害対策会議に参加 する。

#### (2) 復旧・復興期の対応(4日目以降)

#### 1. 議会の取組

- ○各議員から伝達された地域の被災状況や、要望等の情報を集約し、災害対策会 議を通じて災対本部に提供する。(初動・応急期から継続)
- ○災対本部から入手した災害情報を議員に伝達する。(初動・応急期から継続)
- ○各議員から伝達された地域の被災状況や、被災者からの要望を踏まえ、災害対策会議で集約と調整を行い、災対本部に対して提案・提言・要望を行う。 また、災対本部と調整し、国や大阪府に対して要望活動を行う。
- ○復旧・復興に関する予算の審査を行うため、本会議や委員会の開催に向けた協議と調整を行う。

#### 2. 議員の取組

- ○地域の自主防災組織(防災福祉コミュニティ等)における防災活動や、避難所 の運営といった共助の取り組みが、円滑に行えるよう、協力や支援を行う。(初動・応急期から継続)
- ○地域の被災状況の情報収集に努め、必要に応じて災害対策会議に伝達する。(初動・応急期から継続)
- ○復旧・復興に関する予算の審査を行うため、本会議や委員会が開催される場合 は、それぞれ参集する。

#### ※参集時の留意事項

- ○貸与された防災服、ヘルメット等の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装となるよう配慮し、携帯電話、筆記用具、3日分の食料・飲料水、軍手、マスク着替えなどを各自で携行する。
- ○道路状況の安全が確保されていない可能性があることから、原則、徒歩、自転車あるいはバイクを利用する。

#### 4. 体制整備(災害対応組織)

#### (1) 岸和田市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、岸和田市議会災害対策会議(以下「災害対策会議」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。 (設置)
- 第2条 議長は、次の場合に岸和田市議会に災害対策会議を設置することがで きる。
  - (1) 大規模災害や感染症の蔓延等の緊急の事態が発生し、市災害対策本部(以下「災対本部」という。)が設置された場合。
  - (2) その他議長が必要と認めるとき。

(構成)

- 第3条 災害対策会議は、議長、副議長、各会派幹事長及び議会運営委員会正 副委員長で構成する。
- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、 その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長に事故があるとき又は議長及び副議長が欠けたときは、議 会運営委員会委員長が議長の職務を代理する。
- 5 議長、副議長及び議会運営委員会委員長に事故があるとき又は議長、副議 長及び議会運営委員会委員長が欠けたときは、議会運営委員会副委員長が議 長の職務を代理するものとする。
- 6 災害対策会議において、構成員である会派幹事長が出席できない場合は、 会派副幹事長が出席するものとする。

(所掌事務)

- 第4条 災害対策会議が所掌する事務は、次のとおりとする。
  - (1) 被災状況を把握し、災対本部に提供すること。
  - (2) 災対本部からもたらされた災害情報を議員へ提供すること。
  - (3) 災対本部からの依頼事項に関すること。
  - (4) 災対本部への提案、提言及び要望等の調整に関すること。
  - (5) 災対本部と協力・調整し、国、大阪府並びに関係機関等に対し要望活動を行うこと。
  - (6) その他議長が必要と認める事項に関すること。

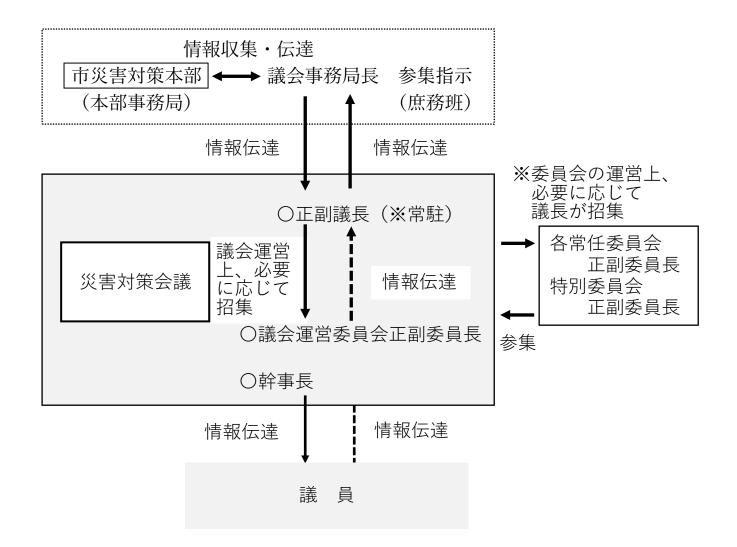
(議会事務局)

- 第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。 (その他)
- 第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附則

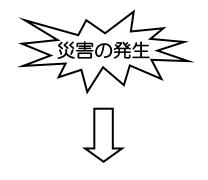
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

#### (2) 岸和田市議会災害対策会議体制図



#### 5. 連絡手段

(1)議員の安否確認マニュアル (庁舎外でいる場合)



(レベル3以上で災対本部が設置されます)

※災対本部の設置場所は、 12ページ資料「(1)市の参集基準表」を参照

#### 身の安全の確保



#### 安否状況の連絡

※何らかの方法で、自らの安否状況を 事務局(災対本部庶務班市議会担当)に伝える

#### くどこから電話するのか>

- 携帯電話
- ・ 自宅の固定電話
- 公衆電話
- ・避難所の特設公衆電話(無料) など

#### <安否状況の連絡内容>

- 〇議員名
- 〇安否状況(けがの状況など)
- ○<u>現在地とこれからの行動</u>について 主にこの3点

#### <連絡先>下記いずれかの災対本部設置場所

〇岸和田市役所	072-423-2121 (代表)
〇岸和田市消防本部	072-426-0119 (代表)

#### (2) 災害用伝言ダイヤル

### ★一般用の通信回線が途絶している、 または混雑してつながりにくい場合

- ◎災害用伝言ダイヤル(171)(無料)を使用する 171をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行います。
  - ※各議員の自宅の電話番号で登録する
  - ※伝言の録音内容は、上記の3点(名前、安否、現在地等)
  - ※1つの電話番号で、10件の伝言まで登録が可能。

(48時間経過すると順次消去)

- ※録音時間は1件30秒まで
- ☆上記により安否状況等の情報を登録することにより、事務局(災対本部) にて確認することができます。



事務局(災対本部)から各議員への情報提供

◎事務局(災対本部)から一斉に提供される情報は、 災害用伝言ダイヤル(171)に、随時登録しますので、 適宜確認をお願いします。

○登録電話番号 072-423-9665

#### 6. 環境整備

#### (1) 備蓄品

災害対応にあたる議員及び職員が、継続的に応急対策業務に従事することなどを考慮し、救援物資が届くまでの間、少なくとも 72 時間 (3 日間)分の水、食料、簡易トイレ、衛生用品等の備蓄品を計画的に備える必要がある。なお、備蓄に当たっては、耐震性が確保された施設や倉庫により、適切に保管・管理する必要がある。

#### 備蓄予定品名及び数量一覧

品 名	数量
災害用保存水(500ml)	900本
アルファ米	450食
簡易トイレ	1,000個
アルミブランケット	50個
トイレットペーパー	150個
生理用品	300枚
紙おむつ	100枚

※50 人×3 日分備蓄

#### (2) 議場等の代替施設

議場を含む議事堂がある市役所新館建物は、昭和46年の建築であり、新耐震基準を満たす建物ではなく、給排水・空調設備においても、経年劣化が進んでいることから、大規模災害等が発生した際には、建物の全部又は一部に被害が発生するとともに、設備機能が停止するおそれが非常に高い。そのため、新耐震基準を満たす耐震設計がなされている競輪場敷地内にある選手管理棟の一部を代替施設と定め、あらかじめ施設管理者と協議を進めるものとする。

#### 7. 運用方法 (避難訓練・計画の見直し)

- ・(避難訓練) 災害時における議員の行動基準や、災害対応体制などを検証し、議会BC Pをより実効性のあるものとするため、また災害に対する危機意識を醸成するため、 議員と職員を対象とした防災訓練や研修を定期的に実施することが必要である。
- ・(見直し) 防災訓練などの実施により得られた情報や、災害対策に関する法令等の改正など、状況の変化があった場合には、適切に議会BCPに反映させていく必要があることから、岸和田市地域防災計画との整合を図りつつ、必要に応じて議会BCPの内容の見直しを行い、所要の改正を行うものとする。

#### 資料

#### (1) 市の参集基準表

表 1-1 配備体制

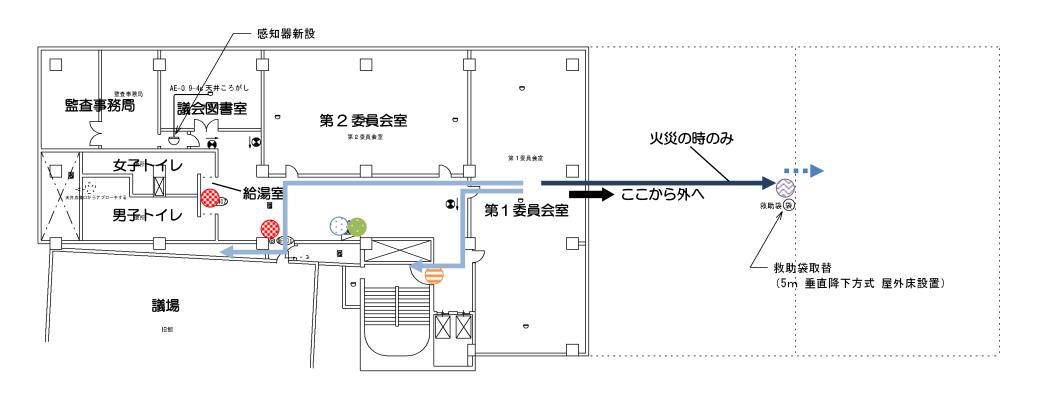
. 1	T 100 Mil 11-100						
	区分	参集職員数	配備体制要件				
			地震	津波	気象	高潮	土砂災害
初動対応	レベル1 事前準備体制 (事前準備室)	約 30 人		〈注意報〉 自動参集 所属部署	〈警報〉 自動参集 所属部署	〈注意報〉 自動参集 所属部署	〈準備情報〉 自動参集 所属部署
	レベル2 初動対策体制 (初動対策室)	約 100 人	〈震度 4〉 自動参集 初動対策室	〈注意報〉 参集指示あり 初動対策室	〈警報〉 参集指示あり 初動対策室	〈警報〉 自動参集 初動対策室	〈警戒情報〉 自動参集 初動対策室
	レベル 3 A 号体制 (災害対策本部)	約 600 人 (全職員の 1/4)	〈震度 4〉 参集指示あり 所属部署	〈警報〉 自動参集 指定場所※	〈警報〉 参集指示あり 所属部署	〈警報〉 参集指示あり 所属部署	〈警戒情報〉 参集指示あり 所属部署
災害対応	レベル 4 B 号体制 (災害対策本部)	約 1200 人 (全職員の 1/2)	〈震度 5 弱以上〉 自動参集 指定場所※	〈警報〉 参集指示あり 指定場所※	〈特別警報〉 自動参集 所属部署	〈警報〉 参集指示あり 所属部署	〈警戒情報〉 参集指示あり 所属部署
	レベル 5 C 号体制 (災害対策本部)	約 2300 人 (全職員)	〈震度 6 弱以上〉 自動参集 指定場所※	〈大津波警報〉 自動参集 指定場所※	〈特別警報〉 参集指示あり 所属部署	〈特別警報〉 自動参集 所属部署	〈警戒情報〉 参集指示あり 所属部署

配備体制要件の「気象」は地震、津波、高潮、土砂災害を除く気象警報等である。 ※指定場所(地震震度5弱以上、津波警報及び大津波警報が発表された場合)

	本部事務局	食料物資部	福祉救護部	生活基盤部	避難支援 学校部	上下水道部	消防本部	再建支援部
指定場所	消防本部 3階	総合体育館 2階 弓道場	保健 センター 3階 会議室	総合体育館 2階 会議室	東岸和田市 民センター 4階 大会議室	八木市民 センター 2階 会議室 1A/1B	消防本部	桜台市民 センター 3階 全フロアー

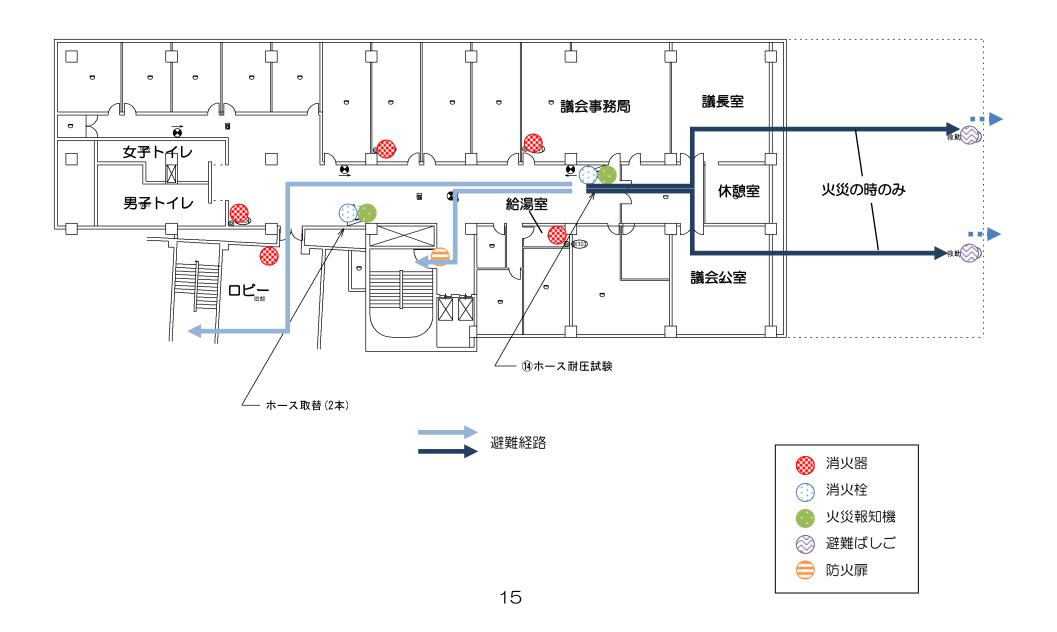
(2)避難経路図(新館4階、新館3階、旧館3階)

## 本庁舎新館4階 避難経路図

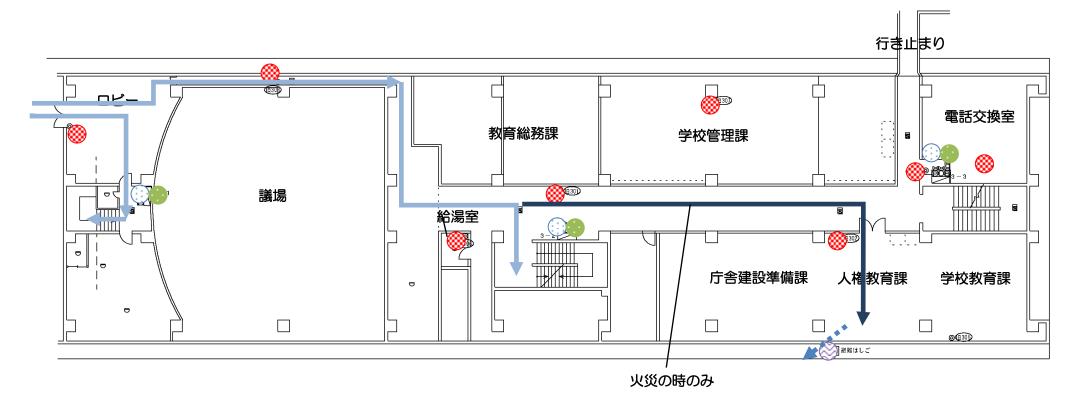




## 本庁舎新館3階 避難経路図



## 本庁舎旧館3階 避難経路図





発行 令和5年3月

岸和田市議会事務局

TEL (072)423-9665

FAX (072)423-5528